

平成30年度公共交通の利用環境改善に係る広報活動業務に係る企画提案仕様書

1 委託業務名

平成30年度公共交通の利用環境改善に係る広報活動業務

2 委託業務期間

契約締結の日から平成31年3月18日まで

※国の交付決定後に契約締結を行う。

3 業務の目的

路線バスに対する県民の意識を変え、自家用車から公共交通への利用転換を促進させることを目的に広報活動を行う。(平成30年度業務においては、特に、公共交通の利用者や利用したいと考えている層に訴求する広報活動を行うこと。)

また、平成31年度の基幹バス導入に向け、広く県民にその取り組みについて広報を行うとともに、その他の交通政策課の施策に関する広報を実施する。

4 委託料上限額

委託料の上限額は、45,356千円以内(消費税及び地方消費税含む)とする。

ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

5 目標値：目標値を掲げること

(1)乗合バスの利用者数(参考：沖縄総合事務局「運輸要覧」では、沖縄本島の平成28年度一般乗合輸送人員は25,945千人。)

(2)下記7(1)ア、イ、ウの企画について効果を検証できる数値(例：ウェブサイトのアクセス数、新規法人党員開拓数、バス図画コンクール応募数等)

6 本業務の執行体制

本業務を主に担当し、県担当者と連絡調整を行う業務担当者として、法人党員企画担当に1名以上、基幹バス導入等の施策広報担当に1名以上、その他企画担当に1名以上の合計3名以上を配置すること。また、業務担当者を管理する総括担当者を1名以上配置すること。

7 企画提案書の内容

次のア～エの内容を満たす企画を提案すること。

(1)広報の内容

ア)メディア活用

- ・通学でのバス利用など路線バスの利用促進及び基幹バス導入等の施策についてラジオCM年間600本以上、新聞広告2紙に3段以上を3回以上。
(ラジオCMは内容に応じて効果的と考える時期、本数、時間帯を勘案し、集中的に投下すること。)

- ・既存ウェブサイト、既存SNSの運営を行い、本広報業務の情報や公共交通

の利用促進に繋がる情報について随時掲載すること。
また、SNSによる情報発信については、週に1度は更新すること。

(参考)

「わった～バス党」ウェブサイト <http://www.watta-bus.com/>
「わった～バス党Facebook」 <https://www.facebook.com/wattabus/>

- ・わった～バス新聞 本広報業務の内容等についてわかりやすく情報を掲載したニューズレターを15万世帯以上へ年3回以上配布。
- ・バス利用促進に関するポスターを作成し、関係市町村、公共施設、法人党員企業へ配布を行うこと。
- ・モノレール車内におけるバス利用促進に関する広報を実施すること。

イ) 法人党員の取り組み (通年)

(参考)「わった～バス党ウェブサイト 法人党員」

http://www.watta-bus.com/co_member/

- ・より多くの県内企業に参加を呼びかけ、新規法人党員を開拓すること。
- ・既存法人党員の取り組み状況についてフォローアップを行うとともに、法人党員企業・団体等を網羅するメーリングリストを構築し、既存法人党員に対する情報提供を充実させること。
- ・新規に獲得した法人党員の認定記者会見及び平成29年度から実施している法人党員の表彰制度「わった～バス党サンクスアワード」を実施すること。
- ・わった～バス党ウェブサイトや各種メディアを活用し参加企業のPRを行うこと。

ウ) バス利用を促進する下記企画を提案・実施すること。

(参考)「わった～バス党ウェブサイトNews&Topics」

<http://www.watta-bus.com/news/>

- ①児童：県内の小学生を対象としたバス図画コンクールの企画を提案、募集規模は県内全域とすること。
- ②学生：県内大学への通学に利用可能なバス路線マップの作成及び配布。
沖縄本島中南部地域の大学について、2ヶ所以上実施すること。

実際にバス通学を行っている高校生を複数名選定し、バス通学に関する意見や感想などを、SNSを活用し、同世代に伝達するた

めの企画を提案すること。

また、バス党幹部を学校（高校に限定しない）に派遣するなど、通学での公共交通利用を促進する企画を提案すること。

- ③全体 平成29年度に開催した「座談会」を参考に、バスの利用者とバス事業者の意見交換の場を設けること。

（参考）「わった～バス党ウェブサイト沖縄のバスの現在」

<https://www.watta-bus.com/currenttry/>

離島フェアや産業まつり、わった一那覇めしグランプリなどのイベントへの公共交通を利用した来場を促進するため、以下の企画を提案すること。

- ・バス及びモノレールでの来場が確認できた者に対するOKICAポイントの付与や協賛店舗等による付加サービスの実施などのインセンティブを付与。（但し、行政はOKICAポイント付与分のみを負担するものとする。）
- ・イベント会場に「わった～バス党」幹部を派遣し、公共交通の利便性をPR。

平成29年度の本業務で実施した「バスアドバイザー講習」の内容を、より広く周知するための企画を提案すること。

平成29年度には路線バス4社とモノレール等が連携し「路線バス周遊パス券」が造成されるなど、観光客を路線バスに取り込む環境も整いつつある状況に鑑み、観光客の路線バス利用を促進する企画を提案すること。

エ) 平成31年度の基幹バス導入に向けた広報（通年）

平成24年度以降の基幹バス導入に向けた県や関係機関の取り組みにより、バスの利便性が向上した内容や整備が進んだ内容に関し、主に平成23年度以前と比べた変化について、メディア等を活用し、広く県民へ情報発信を行うこと。

また、平成31年3月まで実施予定の急行バス運行実証実験について、年度中途におけるダイヤ変更や、平成31年4月からの本格運行に向けた広報を行うこと。

8 その他、上記ア～エに加え独自の広報プランを提案してもよい。

9 「わった～バス党」党首等の党幹部については、昨年度まで活動していたタレントを指定するものではないが、人数は党首、幹事長の2名とする。

10 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

①上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア) 契約金額の50% を超える業務

イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

①本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委託し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

①ラジオ、新聞等での広告

②広告物の原稿・デザイン作成

③調査業務

④OKICAポイントの付与

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

①その他、簡易な業務

ア) 資料の収集・整理

イ) 複写・印刷・製本

ウ) 原稿・データの入力及び集計

エ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

11 その他の留意事項

(1) 受託者は本事業の実施において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。

(2) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。

参考

上記仕様書内容とは別に、沖縄県が独自に実施する内容

- ①ノンステップバスの導入補助
- ②バス停のグレードアップ
- ③バス車内への多言語に対応した電光表示器等の導入
- ④PTPS導入
- ⑤急行バス運行実証実験
- ⑥バスレーン延長等検討調査
- ⑦公共交通利用促進に向けた調査検討業務
- ⑧沖縄自動車道ETC利用促進事業
- ⑨県広報誌掲載

※②、④、⑤は主に国道58号沿線で実施予定